表 法の対象となる水銀排出施設一覧

22	、ムッハッかによる		
番号(注1)	大気汚染防止法 水銀排出施設	規模要件	
1	小型石炭混焼ボ イラー	○ 燃焼能力50L/時以上10万L/時未満のもの(石炭専焼ボイラーを除く。)	
2	石炭専焼ボイラ 一及び大型石炭 混焼ボイラー	○ 燃焼能力 50L/時以上の石炭専焼ボイラー又は 10 万 L/時以上の石炭混焼ボイラー	
3	銅又は金の一次 精錬施設	○金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煆焼炉並びに金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉・原料処理能力1t/時以上	・銅又は金の一次精錬 用のもの(専ら粗銅、 粗銀又は粗金を原料と する溶解炉を除く。)
4	鉛又は亜鉛の一 次精錬施設	○・金属の精製の用に供する溶解炉(こしき炉を除く。) ・火格子面積 1 ㎡以上 ・ 羽口面断面積 0.5 ㎡以上	・鉛又は亜鉛の一次精 錬用のもの(専ら粗鉛 又は蒸留亜鉛を原料と する溶解炉を除く。)
5	銅、鉛又は亜鉛の 二次精錬施設	・ 燃焼能力(注3)50L/時以上 ・ 変圧器定格容量200kVA以上 ○銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉 ・ 原料処理能力0.5t/時以上 ・ 火格子面積0.5 ㎡以上 ・ 羽口面断面積0.2 ㎡以上 ・ 燃焼能力20L/時以上	・銅、鉛又は亜鉛の公 、
6	金の二次精錬施設	 ○鉛の二次精錬の用に供する溶解炉 ・燃焼能力 10L/時以上 ・変圧器定格容量 40kVA 以上 ○亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉 ・原料処理能力 0.5t/時以上 	・金の二次精錬用のもの(専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)
7	セメントの製造 の用に供する焼 成炉	○ 火格子面積1 ㎡以上○ 燃焼能力 50L/時以上○ 変圧器の定格容量 200kVA 以上	
8	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物焼 却炉、産業廃棄物 焼却炉等)	○ 火格子面積2㎡以上○ 焼却能力200kg/時以上(専ら排出事業者が設置する廃油焼却施設であって、原油精製工程から排出された廃油以外を取り扱うものを除く。)	
9	水銀回収施設	○水銀回収義務付け産業廃棄物(注2)又は水銀含有再生資源(注3)を取り扱う施設(加熱工程を含む施設に限る。) ・施設規模による裾切りはなし。	

- 注1) 大気汚染防止法施行規則別表第3の3の項番号
- 注2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定
- 注3) 水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定